

里山連絡会からのお知らせ

## 2019 年度の連絡会イベント予定

現在連絡会主催で企画中のイベントについてお知らせします。

① 「チェーンソー技術研修会」(会員団体対象)

- ・日時 2月18日(火)9時～15時
- ・会場 船橋市車方町
- ・内容 掛り木の処理方法を学ぶ
- ・講師 木村正敏 氏(千葉県森林組合南部支所)

※詳細は各会員団体に案内文を別途お送りします。

② 「船橋の森巡り」ツアー(一般市民対象)

- ・日時 3月14日(土)10時～14時実施予定
- ・会場 船橋市鈴身町
- ・内容 里山で春を見つける

※詳細は今後、関係団体と協議しながら決めていきます。広報ふなばし 3/1 号に掲載依頼予定です。



ウメ 1月

## 森林環境税と森林環境譲与税について

昨年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立、公布されました。市の新年度予算には関連項目が計上される予定です。皆さんはすでにご存知かとは思いますが、林野庁のホームページから関連箇所を転載します。

本税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されたものです。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。このような現状の下、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することを踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして森林環境税が創設されることとなりました。

「森林環境税」は、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収されます。また、課税を開始する時期は、国民の負担感に配慮し、全国の地方団体による防災施策の財源を確保するための個人住民税均等割の引上げ措置が終了する時期も考慮して、令和 6(2024)年度に設定されています。

「森林環境譲与税」は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、「森林経営管理制度」の導入に合わせて平成 31(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されることとされています。

□里山連絡会及び各団体のイベント・活動情報 …… 連絡会ホームページ : <https://funabashisatoyama.jimdo.com/>

- ・ 10/6 行々林せせらぎの森 第 21 回生物調査(報告書別添)
- ・ 2/2・9・16・23 船橋市 「森林整備養成講座」(全 4 日間)
- ・ 2/1、2/9、2/17、3/7、3/19 「チェーンソー」特別教育補講 ※詳細はちば里山センターHP